

1、2023年度 事業所方針

1. 地域の中核となる相談支援センターを目指して
  - ①質の高い相談支援の提供と経営を意識した運営 ②関係機関とのネットワーク強化
  - ③市内相談支援機関への助言・指導と研修企画 ④地域生活支援拠点事業の実施
  - ⑤研修会等への講師派遣
2. 「次世代」への移行を目指して
  - ①相談支援専門員のスキルアップ ②相談支援の立場で情勢を把握し発信する
  - ③計画的な研修派遣
3. 障害のある人の権利擁護を目指して
  - ①障害者の権利擁護に関する学習の積み上げ ②障害者虐待への迅速な対応と支援
  - ③障害者の権利擁護・虐待防止のための具体的な動き作り

2、利用者・職員状況

- 計画相談 職員 4名 (内 1名兼務) 対象者 325名 (3月末現在)
- 一般相談 職員 3名 (内 2名兼務) 相談者 80名
- 基幹相談 職員 1名 (一般相談と兼務)

3、2023年度 4月～2月期の実践内容と成果

**【計画相談】**

- ①2023年度の新規計画対象者は26名、計画相談終了者28名となっています。計画相談終了の理由としてはサービス利用の終了、死亡、介護保険への移行、転居等がありました。また各相談支援事業所の許容量が一杯の状況で、できるだけ断らないように努力はしていますが、新規希望者に1～2か月待つていただく状況が続いています。
- ②計画相談業務は個々の職員の努力と職員複数体制（一部）で協力し進めたこともあり今年度の実績目標を達成することができました。
- ③今年度の特徴として、家族の高齢化に伴い包括支援センターと一緒に家族支援を行うケース、希望する暮らしと家族の思いの不一致により意思決定支援が難しいケース、単身生活をしている方が自宅で亡くなったことから単身世帯の把握、緊急連絡体制など改めて考えるケースがありました。

**【委託相談】**

- ①今年度の特徴的なこととして、精神科退院後の地域生活の相談、包括支援センターが担当されている高齢者の家族の相談、引きこもりの子どもについての相談などがありました。また定期的に面談しているケースとしては、障害をクローズにして一般就労している発達障害の方の職場での人間関係や業務を遂行するための工夫の相談、難病の方の就労相談、不登校生徒の家庭や学校での関わりに関しての相談など、すぐには解決しませんが少しずつ積み上げていく必要がある相談があります。
- ②他機関との連携では、利用者の思いを聞き取りながら、その相談内容に合わせてなんとん就労・生活支援センターや包括支援センター、医療機関、支援学校、障がい福祉課、子育て支援課等と連携しました。また必要に応じて、初回面談から包括支援センターの方と一緒に面談をすることなどを行っています。

③相談支援の難しさとして、すぐに解決しない課題や福祉サービスだけでは解決しない課題、本人は困っていないが周囲が困っている場合の支援の難しさを感じているところです。特に本人が困り感を感じていないケースでは、説得ではなく歩み寄りや納得を得るために時間をかけて関わっていく必要があり、やむを得ず相談員が溜まっているごみの片付けに走らなければいけないということがあります。

#### 【基幹相談】

- ① 4月より基幹相談支援センターの一部委託があり、これにより十分ではありませんが国が示している重層的な相談支援体制が亀岡市内で整うことができました。
- ② 基幹相談主催の研修会 11月10日開催 12機関 24名参加
- ③ 困難ケースに関する支援・ケース会議参加 127件
- ④ 福祉サービス支給決定に係る支援 12件
- ⑤ 地域の相談支援体制の強化の取り組み 26件
- ⑥ 他機関連携会議やネットワーク会議等への参加 61件
- ⑦ その他 62件

#### 【その他 \*講師派遣】

京都府障害者虐待防止・権利擁護研修  
とんとん工房権利擁護研修  
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営委員会専門部会研修  
京都府相談支援従事者現任研修及び主任相談員研修  
京都府医療的ケア児等コーディネーター養成研修 他

### 4、次年度への課題と取り組むべき実践内容

#### 【計画相談】

- ・事業計画の目標を達成できるように、計画的に業務（計画作成、モニタリング、記録等）が遂行できるように、毎月数字を意識しながら取り組みます。
- ・本人の思いを反映させたサービス等利用計画の作成に努めます。

#### 【委託相談】

- ・利用者の生活実態や環境、背景を把握して、その人の生活に何がどのように必要なのかを考え、福祉サービスや社会資源につなげていきます。
- ・ケースを通じて個別の課題を地域の課題として捉え、関係機関等と課題を共有するとともに課題解決のための手立てを検討します。

#### 【基幹相談】

- ・地域の相談支援専門員が担当している困難ケースに対して助言し、必要に応じて同行やケース会議への参加をします。
- ・地域の相談支援専門員からの福祉サービスの利用・運用や計画作成等の相談を受けます。
- ・相談支援専門員のフォローアップ研修を年1回以上開催します。
- ・地域の相談機関との連携強化の取組を進めます。

#### 【人材育成に関わって】

- ・年間計画を立てて、相談支援専門員の人材育成のための研修会や学習会に取り組みます。
- ・相談支援専門員として小さな違和感にも気づき、人権意識を高める学習を深めます。